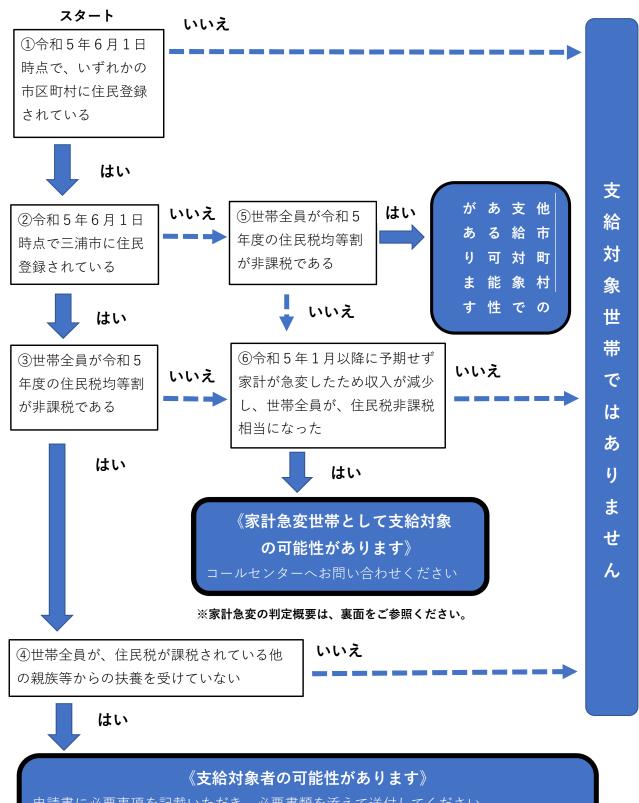
「価格高騰重点支援給付金」対象世帯判定フローチャート

次のフローチャートで、支給対象となるかご確認ください。



申請書に必要事項を記載いただき、必要書類を添えて送付してください。

※ 申請書は、ホームページからダウンロードしてご利用いただくか、または市役所(福 **祉課)、南下浦出張所・初声出張所**での**配架**をご利用ください。

○家計急変の判定方法 (概要)

令和5年1月から9月までの任意の1か月の収入を12倍して、年収換算し判定します。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を 扶養している場合	156.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を 扶養している場合	205.7万円
配偶者・扶養親族(計3名)を 扶養している場合	255.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を 扶養している場合	305.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

非課税相当所得限度額		
4 5.	0万円	
101.	0万円	
136.	0万円	
171.	0万円	
206.	0万円	
135.	0万円	

収入の種類は給与、事業、不動産、年金の4つです。

いずれの収入に対して、所得税が課されないものは、それらの収入として計上する必要はありません。 (例:失業手当、遺族年金、障害年金、児童扶養手当など)